

宇陀市平成榛原子供のもり公園民間活力活用事業 パートナー協定書

宇陀市（以下「甲」という。）と（会社名●●）（代表者名●●）（以下「乙」という。）とは、宇陀市平成榛原子供のもり公園民間活力活用事業（以下「本事業」という。）に関し、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が乙を本事業におけるパートナー事業者として決定したことを甲及び乙が確認し、本事業の円滑な実施に必要な双方の義務、協力事項及び諸手続について定めることを目的とする。

（事業実施の指針）

第2条 乙は、本事業の公募において乙が提案した内容を基本として本事業を進めるものとする。

2 甲及び乙は、乙の提出した事業スケジュールにのっとり本事業が進捗するよう努めるものとする。

（協議の実施）

第3条 甲及び乙は、本事業の推進に向けた方針及び事業方式を定める事業協定（以下「事業協定」という。）の締結に向けて、それぞれ誠実に協議するものとする。

2 乙は、事業協定締結のための協議に当たって、甲の要望事項を尊重するものとする。

3 甲及び乙は、別記の協議事項について協議するものとする。

（事業協定の締結）

第4条 甲及び乙は、本協定締結後、前条の協議に基づき、事業協定の締結時期を令和●年●月を目途として協議を進めるものとする。

（準備行為）

第5条 乙は、事業協定締結前であっても、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。かかる場合、乙は、全て自らの責任及び費用負担にて前記行為を行うものとする。

（本協定の解除）

第6条 甲及び乙は、事由のいかんを問わず、甲と乙との間において本協定を解除する場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は、各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務の生じないことを確認するものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本協定の交渉、作成、締結及び実施を通じて開示を受けた相手方（以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識、経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含むもの（以下「秘密情報」という。）を本協定上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また、次に掲げる場合を除き、第三者に開示してはならない。

- (1) 乙に本事業の遂行に必要な資金を融資する金融機関に対し開示する場合
- (2) 乙及び前号に規定する金融機関に対し、本事業に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (3) 本事業に関して甲に対し、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (4) 甲及び乙の情報公開規程その他の法令等の適用を受ける場合

2 次に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に得た情報
- (4) 本条に規定する秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報

3 乙は、本事業に関し個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令等の規定を遵守し、甲の指示を受けて適切に取り扱うものとする。

4 甲は、乙に対し、本事業に関し取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。

5 甲は、本事業に関し乙の個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、乙は、直ちに甲の勧告に従わなければならない。

（管轄）

第8条 本協定に関連して生じる一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（本協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業協定締結の日までとする。ただし、甲が事業協定の締結に至る可能性がないと判断して乙に通知した場合には、その通知日までとする。

2 前2条の規定の効力は、本協定の有効期間の終了後3年が経過するまで存続するものとする。ただし、前項ただし書に定める場合は、甲の通知日から3年が経過するまで存続するものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市

代表者 市長 金 剛 一 智

乙 (住所●●)

(会社名●●)

(代表者名●●)

協議事項

1 事業詳細計画の策定について

甲及び乙は、宇陀市平成榛原子供のもり公園の再整備及び管理運営に係る計画の策定に向けた協議を行うこと。

《事業詳細計画で定めることを想定する事項》

- (1)本市及びパートナー事業者の役割
- (2)事業期間
- (3)事業資金に係る事項等
- (4)活用手法・制度
- (5)施設の整備・撤去等に係る計画（公民の費用分担等を含む）
- (6)施設の管理・運営に係る計画（公民の費用分担等を含む）
- (7)地域貢献計画
- (8)モニタリング計画
- (9)事業実施に関するスケジュール
- (10)その他必要な事項

2 河川区域内で行う事業について

甲及び乙は、河川区域内で行う事業について、事業詳細計画策定までに、独立行政法人水資源機構及び木津川上流河川事務所と協議を行うこと。